

## 長期化する避難生活も、備えて安心

### 防災備蓄の重要性

災害が起きた際、まず大事になってくるのが**自助(※)**の行動です。自分の身は自分で守るという意識が、災害時の命を左右します。これから来る災害に備えた自助の一つとして、非常食の備蓄があげられます。

電気やガス、水道といったライフラインが止まってしまうなど、日頃からいつ来るかもしれない非常時に対応するために、飲料水や非常食を備蓄しておくことで、長期化する避難生活に備えましょう。



※自助とは、自らの身は自ら守ることです。主に事前の防災対策から、他人に頼れない発災時に、災害での命を左右するのは、自助努力にかかっています。

### 備蓄のポイント

- ① 最低でも3日分を目安に、水や食料を用意しておこう。
- ② 災害時に持ち出す備蓄品は玄関や寝室などに置き、**すぐに持ち出せるようにリュックなどにまとめておこう。**
- ③ 定期的に消費期限を照らし合わせ、必要に応じて入れ替えよう。

### 避難生活で、あると便利な非常食の例

レトルト食品、アルファ米、缶詰、乾パン、ビスケット、チョコレートなど。調理なしですぐに口に運べるものがオススメです。



### 非常食以外にも用意しておきたい、非常持ち出し袋の中身について

- ・衛生・生理用品（除菌ジェル、歯磨きシート、ウエットティッシュなど）
- ・医薬品（常備薬、ばんそうこうなどの救急セット）
- ・貴重品（免許証や健康保険証のコピーなど）
- ・季節用品（カイロ、虫よけスプレーなど）
- ・照明器具（ライト、懐中電灯など）

避難所での避難生活を想定し必要最低限のものを入れておこう！



避難を要する大規模な災害時、まずは自分や家族の**身の安全を確保することが第一優先**ですが、安全が確保できた後にホッと安心すると、次はだんだんお腹が空いてくるものです。

避難所でも最低限の食料を用意してありますが、**避難生活の長期化や、万が一を考えて**、自分たちでも食料を確保することが大切です。

持って逃げられる**重さ、量**を考えて、各家庭の必要分の備蓄を平常時から備えておきましょう。



▶問い合わせ先 防災危機管理課 防災係 ☎68-2211（内線317）

## ネット通販での定期購入トラブルにご注意！

販売サイトなどで、「お試し料金」で申し込んだつもりが、実は高額な定期購入だった、というトラブルの相談が消費生活センターなどに多く寄せられています。こうした手口は「詐欺的な定期購入商法」と位置付けられ、令和4年6月1日に規制が強化されましたが、ネット通販をする時には、注文を確定する前によく確認する事が大切です。

### ▼トラブル事例

①「初回500円」というダイエットサプリメントの広告を見て、初回だけのつもりで注文をした。しかし、定期購入になっていて1万円の請求をされ、6か月は解約できないと言われた。

②美白クリームの広告で「初回550円」とあったので注文をした。すぐに商品が届いたが、1週間後にも同じ商品が3個届き、3万9000円の請求になっていた。問い合わせをすると定期購入になっていると言われた。



### ▼アドバイス

◎必ず「最終確認画面」で定期購入が条件になっていないか、2回目以降の分量や代金などの販売条件、解約条件などを確認しましょう。

◎利用規約の内容をよく確認し、解約時の連絡手段を確認しましょう。  
（参考：消費者庁・IPA・国民生活センターのホームページ、くらしの豆知識）

### ▼問い合わせ先

①まち未来創造課 消費生活相談窓口

毎週水・金曜日

午前10時～午後5時

リモート相談もご利用ください。

毎週月・木曜日（要予約）

※4月から曜日が変更となりました。

☎68・2211（内線246）

②茨城県消費生活センター

平日と日曜日（日曜日は電話のみ）

午前9時～午後5時

☎029・2225・6445

③国民生活センター（消費者ホットライン）

土・日曜日、祝日

午前9時～午後4時

☎188（イヤヤ！）

※他市町村へのご相談はご遠慮ください。

## 労働安全衛生法に基づく各種技能講習・特別教育等開催のお知らせ

利根町商工会では、「利根町精工組合」主催による、労働安全衛生法に基づく各種技能講習・特別教育などを実施いたします。

### 職長・安全衛生責任者講習

▼日時 9月26日(月)・27日(火)の2日間  
※料金等詳細については利根町商工会までお問い合わせください。

※労働安全衛生法第60条および労働安全衛生規則第40条により、新たに職長の職務に就く者に対し、作業員を直接指導、監督の方法などの安全または衛生のための教育を行わなければならないことになっています。

当カリキュラムでは建設現場において職長が安全衛生責任者を兼務する事が多く見られることから、「職長教育」と「安全衛生責任者教育」を統合した「職長・安全衛生責任者教育」を実施しております。

また、平成18年4月の労働安全衛生法の改正により、職長教育のカリキュラムに「リスクアセスメント」が追加されたため、当該教育も併せて実施いたします。

2日間に渡っての有料講習となります。

## 利根町プレミアム付商品券事業についてのお知らせ

利根町商工会では、利根町より委託を受け、原油価格や物価高騰の支援策として「令和4年度プレミアム付商品券事業」の実施を予定しております。

詳細につきましては、利根町全世帯へのご案内、利根町商工会商品券事業特設ホームページによる公開を予定しておりますので、ご期待ください。

なお、利根町商工会では、商品券取り扱い加盟店を随時募集しております。ご希望の事業者の方は、ぜひ、利根町商工会までお問い合わせください。

### ▼問い合わせ先

利根町商工会 ☎68・7417